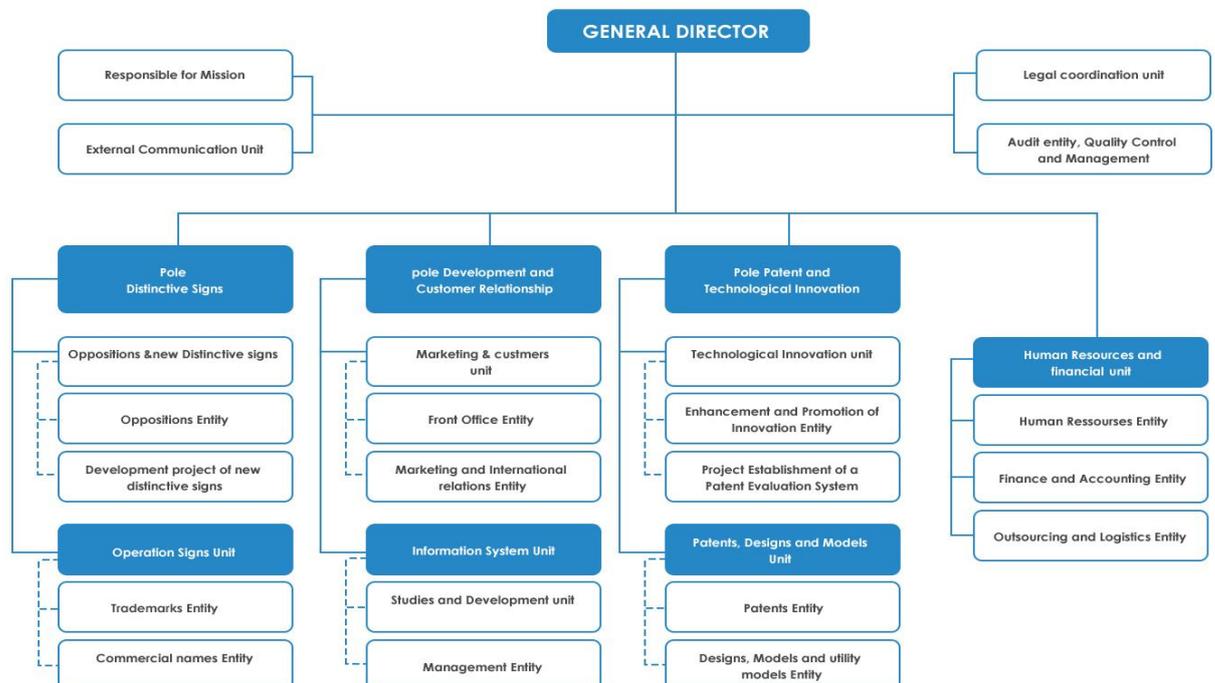


①国名	モロッコ王国 (Kingdom of Morocco, MA)				
②名称	Moroccan Industrial and Commercial Property Office L' Office Marocain de la Propriété Industrielle et Commerciale (OMPIC)				
③所在地	RS 114 Km 9,5 Route de Nouasseur Sidi Maârouf Casablanca, Casablanca, MOROCCO				
④連絡先	(電話)	(212) 5 22 58 64 00/10	(FAX)	(212) 5 22 33 54 80	
	(E-mail)	babqiqi@ompic.ma	(internet)	http://www.ompic.ma/en	
⑤組織の長	Director General/Directeur Général : Mr. Abdelaziz Babqiqi				
⑥沿革	<p>(1) 1916年6月23日 フランス保護領における工業所有権法がモロッコで最初に制定された。</p> <p>(2) 1919年2月19日の決定により、当時のスペイン保護領ではスペインの工業所有権関連法が適用された。</p> <p>(3) 1938年10月4日の法律により、タンジール地帯においては、上記と異なる登録制度が制定された。</p> <p>(4) 1956年4月7日にモロッコは独立したが、工業所有権制度は(1)と(3)が併存した。</p> <p>(5) 2000年2月15日に法律第17-97号により、モロッコは単一の工業所有権制度が確立した。</p> <p>(6) 2004年12月18日、WTO加盟等の国際協定に対応した工業所有権法(第17-97号)改正が行われた。</p> <p>(7) 2006年には、アメリカ合衆国とのFTA締結に対応した工業所有権法(第17-97号)改正及びこれを補足する法律第31-50号が施行された。</p> <p>(8) 2015年7月15日、(7)の改正両法が施行された。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権(団体、証明、商号を含む)、地理的表示、原産地名称、回路配置利用権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1971/7/27	1917/6/16	1983/6/30	2022/7/22	1917/7/30
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1993/11/11	1917/7/30			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2022/7/22	2009/7/6		2011/7/20	2011/7/20
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	2011/7/20	1941/1/21		2022/7/22	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1917/7/30	1999/10/8	1999/10/8	2022/7/22	1966/10/1	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	モロッコ王国 (Kingdom of Morocco, MA)				
①統計データ	出願件数	2019年	2020年	2021年	2022年
特許	全数	2,730	2,688	2,803	2,913
	(内 外国出願)	2,726	2,687	2,803	2,912
	(内 日本から)	74	57	71	88
	(内 PCTルート)	2,178	2,029	2,199	2,285
実用新案	全数				
	(内 外国出願)				
意匠	全数	1,299	976	1,099	1,160
	(内 外国出願)	476	273	348	348
	(内 日本から)	6	3	4	2
商標	全数	15,358	14,597	17,096	15,814
	(内 外国出願)	5,461	5,024	5,574	5,258
	(内 日本から)	107	101	96	93
	登録件数	2019年	2020年	2021年	2022年
特許	全数	357	400	745	579
	(内 外国出願)	256	311	646	438
	(内 日本から)	9	17	22	10
	(内 PCTルート)	247	303	545	357
実用新案	全数				
	(内 外国出願)				
意匠	全数	2,428	685	1,210	721
	(内 外国出願)	2,304	653	1,145	664
	(内 日本から)	236	122	80	43
商標	全数	13,586	12,881	14,956	14,528
	(内 外国出願)	6,139	5,404	5,622	5,814
	(内 日本から)	153	120	103	120
出典: WIPO IP Statistics					

⑫ 組 織

<組織図>



(出典): OMPICのHP http://www.ompic.ma/sites/default/files/field/organigramme_en.jpg

①国名	モロッコ王国 (Kingdom of Morocco, MA)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年7月15日施行(法律第31.05号及び第23.13号により改正した法律第17.97号) (以下、「工業所有権法」)
	③地理的効力の範囲	モロッコ王国全領域
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)締約国 欧州特許の認証国
	⑤出願人資格	発明者又は承継人 (工業所有権法第16条及び第18条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。モロッコにおいて工業上又は商業上の営業所を有さない自然人又は法人は、代理人を選定しなければならない。 弁理士登録簿に登録された弁理士が工業所有権に関する業務を代理できる。 (工業所有権法第4条, 第4.1条及び第4.4条)
	⑦出願言語	アラビア語又はフランス語。左記以外の言語の 欧州特許はアラビア語又はフランス語に翻訳が必要(工業所有権法第50.4条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (工業所有権法第17条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (工業所有権法第26条)
	⑩グレースピリオド	有。出願時に発明の開示を宣言したものであって、特許出願日前12月以内に行われた出願人による発明の開示及び公認された国際博覧会は、新規性の考慮対象外である。 (工業所有権法第27条)
	⑪非特許対象	発見、科学的理論及び数学的方法; 審美的創造物; 情報の提示; 知的活動、ゲーム、(経済・事業活動のための計画、規則、方法及びコンピュータ・プログラム又はソフトウェア。 (以上、工業所有権法第23条) 公共の秩序又は善良の風俗に反することになる発明; 人体又は動物に使用される診断方法、治療方法及び手術方法(ただし、これらの方法で得られたものは除く。); (以上、工業所有権法第24条) 植物・動物の品種又はそれらを生産するための生物学的方法(ただし、微生物学的方法技術的に単離される生物学的材料、品種に技術的実現可能性が限定されない発明、植物品種申請対象外の植物新品種は除く。) (以上、工業所有権法第25条及び第26条) 新規性又は進歩性が明白に欠如する場合 産業上の利用可能性を有する発明とはみなされない場合 (以上、工業所有権法第41条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式、不特許対象及び産業上の利用可能性並びに新規性又は進歩性が明白欠如するか否か。 (工業所有権法第41条)
	⑬審査請求制度の有無	無。ただし、特許性に関する調査報告書及び意見書作成手数料を納付し、これら書面とともに公告された後、登録簿に掲載される。登録証は出願人の請求により発行される。 (工業所有権法第47条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日(最先の優先日)から18月後、手数料納付後に公開される。 (工業所有権法第46条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、特許の無効又は取消を裁判所に提訴することができる。 (工業所有権法第85条及び第86条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年及び出願日から4年を満了し、合理的な条件で友好的なライセンスを得られない場合、裁判所に強制ライセンスを求めることができる。ただし、特許権者が適正な理由を欠くことを条件とする。(工業所有権法第60条及び第61条) 医薬品については公衆衛生当局の命令により職権ライセンスされる。 (工業所有権法第67条)

①国名	モロッコ王国 (Kingdom of Morocco, MA)			
特許制度	⑱費用 単位 MAD (モロッコ ・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用]	オンライン手数料	書面手数料
		基本出願手数料	300 MAD	600 MAD
		特許性調査報告及び意見書作成基本手数料	2,400 MAD	4,800 MAD
		特許の出願又は登録の公開基本手数料	300 MAD	600 MAD
		上記基本手数料の追加手数料(10クレームごと)	192 MAD	192 MAD
		国家特許登録簿への掲載手数料	240 MAD	360 MAD
		[特許権維持に掛かる費用](年金)		
		2～5年/1年あたり	300 MAD	300 MAD
		6年目	480 MAD	480 MAD
		7年目	600 MAD	600 MAD
		8年目	720 MAD	720 MAD
		9年目	840 MAD	840 MAD
		10年目	1,200 MAD	1,200 MAD
		11～15年/1年あたり	1,800 MAD	1,800 MAD
		16～20年/1年あたり	3,000 MAD	3,000 MAD
⑳料金減免措置の有無	無。			
㉑PCTIにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	モロッコ王国 (Kingdom of Morocco, MA)																				
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015年7月15日施行(法律第31.05号及び第23.13号により改正した法律第17.97号) (以下、「工業所有権法」)																			
	③地理的効力の範囲	モロッコ王国全領域																			
	④他国制度との関係	ハーグ条約締約国																			
	⑤出願人資格	創作者及び承継人 (工業所有権法第106条)																			
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。モロッコにおいて工業上又は商業上の営業所を有さない自然人又は法人は、代理人を選定しなければならない。 弁理士登録簿に登録された弁理士が工業所有権に関する業務を代理できる。 (工業所有権法第4条, 第4.1条及び第4.4条)																			
	⑦出願言語	アラビア語又はフランス語。																			
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ごとに起算日から最長25年間更新することができる。 (工業所有権法第122条)																			
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (工業所有権法第105条)																			
	⑩グレースピリオド	有。出願日前12月以内にモロッコ及びその同盟国で開催された公認又は公式の博覧会において最初に展示された場合は、新規性の考慮対象外である。 (工業所有権法第105条)																			
	⑪不登録対象	公序良俗に反する意匠及びモロッコ若しくはパリ条約上の同盟国における名称、記号、紋章、硬貨又は保証の公印等を複製したもの。(工業所有権法第113条)																			
	⑫実体審査の有無	無。公序良俗違反を含む方式審査及び手数料納付を経て出願日順に登録される。 (工業所有権法第114条及び第119条)																			
	⑬審査請求制度の有無	無。																			
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																			
	⑮部分意匠制度の有無	有。ひな形(model)として定義。 (工業所有権法第104条)																			
	⑯関連意匠制度の有無	有。同一の国際分類であれば1出願に1001意匠を含めることができる。ただし、誤記でない補正は理由を付して3月以内に限られる。(工業所有権法第114条及び第115条)																			
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。複数の外的効果により類似物品と異なるもの、と定義。 (工業所有権法第104条)																			
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (工業所有権法第114条)																			
	⑲出願公開制度の有無	無。ただし、公開延期請求がなければ登録日から6月以内に公告される。 (工業所有権法第131条)																			
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願時に18月延期を請求しなければならない。 (工業所有権法第132条)																			
	㉑異議申立制度の有無	無。																			
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、無効を裁判所に提訴することができる。 (工業所有権法第131条)																			
	㉓登録表示義務	無。																			
	⑳費用 単位 MAD (モロッコ・ディルハム)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="434 1675 1008 1709">[出願から登録までに掛かる費用]</th> <th data-bbox="1008 1675 1232 1709">オンライン手数料</th> <th data-bbox="1232 1675 1544 1709">書面手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="434 1709 1008 1742">基本出願料(5意匠まで)</td> <td data-bbox="1008 1709 1232 1742">480 MAD</td> <td data-bbox="1232 1709 1544 1742">720 MAD</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1742 1008 1776">追加出願料(5意匠を超え5意匠ごとに)</td> <td data-bbox="1008 1742 1232 1776">480 MAD</td> <td data-bbox="1232 1742 1544 1776">720 MAD</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1776 1008 1809">[意匠権の維持に掛かる費用]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1809 1008 1843">更新料(5意匠まで)</td> <td data-bbox="1008 1809 1232 1843">480 MAD</td> <td data-bbox="1232 1809 1544 1843">720 MAD</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1843 1008 1877">追加更新料(5意匠を超え5意匠ごとに)</td> <td data-bbox="1008 1843 1232 1877">480 MAD</td> <td data-bbox="1232 1843 1544 1877">720 MAD</td> </tr> </tbody> </table>		[出願から登録までに掛かる費用]	オンライン手数料	書面手数料	基本出願料(5意匠まで)	480 MAD	720 MAD	追加出願料(5意匠を超え5意匠ごとに)	480 MAD	720 MAD	[意匠権の維持に掛かる費用]			更新料(5意匠まで)	480 MAD	720 MAD	追加更新料(5意匠を超え5意匠ごとに)	480 MAD	720 MAD
[出願から登録までに掛かる費用]	オンライン手数料	書面手数料																			
基本出願料(5意匠まで)	480 MAD	720 MAD																			
追加出願料(5意匠を超え5意匠ごとに)	480 MAD	720 MAD																			
[意匠権の維持に掛かる費用]																					
更新料(5意匠まで)	480 MAD	720 MAD																			
追加更新料(5意匠を超え5意匠ごとに)	480 MAD	720 MAD																			
	㉔料金減免措置の有無	無。																			

①国名	モロッコ王国 (Kingdom of Morocco, MA)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015年7月15日施行(法律第31.05号及び第23.13号により改正した法律第17.97号) (以下、「工業所有権法」)
	③地理的効力の範囲	モロッコ王国全領域
	④他国制度との関係	マドリッドプロトコール締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明、団体、原産地名称、地理的表示、商号 (工業所有権法第V編)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、音響商標、立体商標、ホログラム商標、匂いの商標 (工業所有権法第133条)
	⑦出願人資格	自然人、法人 (工業所有権法第142条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (工業所有権法第143条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。モロッコにおいて工業上又は商業上の営業所を有さない自然人又は法人は、代理人を選定しなければならない。 弁理士登録簿に登録された弁理士が工業所有権に関する業務を代理できる。 (工業所有権法第4条, 第4.1条及び第4.4条)
	⑪出願言語	アラビア語又はフランス語。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標登録の存続期間は出願日から10年間であり、制限なく10年ごとに更新することができる。 (工業所有権法第152条)
	⑬グレースピリオド	無。ただし、同盟国で開催される公式又は公認の国際博覧会で最初に展示される商標は、暫定的な保護が与えられる。(工業所有権法第186条)
	⑭不登録対象	(1) 日常的又は技術的言語であって、商品又は役務を指定するのに必要な、一般的若しくは通常に構成された標識又は名称。 (2) 商品の特徴、特に種類、品質、数量、用途、価値、原産地、当該商品の生産若しくは役務の提供の時期を指定するのに役立つ標識又は名称 (3) 商品の性質若しくは機能により課された形状により専ら構成された標識又は当該商品にその実質的な価値を与える標識 (以上、工業所有権法第134条) (4) モロッコ王家の肖像、モロッコ王国の紋章、旗章等及び同盟国若しくは国際機関の名称、証明用の記号等。ただし管轄当局からの許可を証明したものは登録することができる。 (5) 公序良俗に反する標識 (6) 商品又は役務の性質、品質又は原産地に関して公衆に誤認を与える虞のある商品又は役務の地理的表示又は原産地名称の名前を付した標識。 (以上、工業所有権法第135条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (工業所有権法第137条(a))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第12条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	モロッコ王国 (Kingdom of Morocco, MA)		
商標制度	⑲出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、登録査定となると公告される。 (商標法第14条)	
	⑳異議申立制度の有無	有。先行権利者若しくは排他的ライセンスの受益者又はそれらの代理人は、公告の日から2月以内に異議申立を行うことができる。(工業所有権法第148.2条)	
	㉑無効審判制度の有無	無。絶対的拒絶理由は、いかなる関係者も、商標の無効訴訟を提起することができる。相対的拒絶理由は、使用から5年経過するまでに利害関係人が出訴できる。 (工業所有権法第161条)	
	㉒不使用取消制度の有無	有。利害関係人は、5年以上の商標不使用に基づく取消を裁判所に請求することができる。使用の立証責任は所有者にあり、請求3月以内の証拠は認められない。不使用の正当な理由がある場合、取消は免れる。(工業所有権法第163条)	
	㉓商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (工業所有権法第144条)	
	㉔図形要素の分類	無。	
	㉕譲渡要件	無。ただし、ライセンス及び抵当権設定は従前通りとする。また、譲渡は登録簿に登録されて第三者対抗要件を生じる。(工業所有権法第156条及び第157条)	
	㉖費用 単位 MAD (モロッコ ・ディルハム)	[出願から登録までに掛かる費用] 基本出願料(1区分) 追加出願料(1区分あたり)	オンライン手数料 1,200 MAD 240 MAD 書面手数料 1,800 MAD 360 MAD
		[商標権の維持に掛かる費用] 基本更新料(1区分) 追加更新料(1区分あたり)	1,200 MAD 240 MAD 1,800 MAD 360 MAD
	㉗料金減免措置の有無	無。	